



1 教育制度

ねんこくれんそうかい さいたく こ けんりじょうやく にほん ねん ひじゅん
1989年国連総会で採択された「子どもの権利条約」を日本も1994年に批准しています。

じょうやく なか こ きょういく う けんり まも さだ にほん がいこくせき こ ほ
この条約の中で、子どもの教育を受ける権利を守ることを定めています。日本では外国籍の子どもの保
ごしや ふつうきょういく う ぎむ か こ きょういく う けんり
護者に普通教育を受けさせる義務を課してはませんが、子どもたちは教育を受ける権利があります。

1-1 日本の教育制度

(1) 6・3・3・4制

にほん きょういくせいど きほんてき しょうがっこう ねん ちゅうがっこう ねん こうとうがっこう こうこう ねん だいがく ねん たんきだいがく
日本の教育制度は基本的に、小学校6年、中学校3年、高等学校(高校)3年、大学4年(短期大学
ねん
は2年)となっています。

(2) 義務教育

しょうがっこう ちゅうがっこう ぎむきょういく こ にゅうがく そつぎょう
このうち小学校と中学校は義務教育として、すべての子どもたちが入学して卒業しなければなりません。
ぎむきょういく にほん こくみん たい ぎむ にほん す まん さい さい がいこくせき こ こく
義務教育は日本の国民に対しての義務ですが、日本に住んでいる満6歳～15歳の外国籍の子どもは、国
せき と ほんにん のぞ にほんじん どうとう ふたん ちいき しょうがっこう ちゅうがっこう にゅうがく へんにゅう
籍を問わず、本人が望めば日本人と同等の負担で地域の小学校や中学校への入学や編入がで
こ しょうらい かんが せつきよくてき にゅうがく へんにゅう おこな のぞ きょじゅうち しく
ます。子どもの将来のことを考え、積極的に入学や編入を行うことが望まれます。居住地の市区
ちようそん やくしょ そうだん
町村の役所と相談してみましよう。

(3) そのほか

にほん こ ちゅうがっこう そつぎょう あと こうこう だいがく しんがく こうこう だいがく げんそく
日本のほとんどの子どもたちは、中学校を卒業した後、高校や大学に進学します。高校と大学は原則と
きぼうしゃ にゅうがくしけん う にゅうがく
して希望者が入学試験を受けて入学します。

しょうがっこう にゅうがく まえ こ ようちえん ちゅうがっこう こうこう そつぎょうしゃ
また、小学校に入学する前の子どもたちのために幼稚園があります。さらに、中学校や高校の卒業
たいしょう しょくぎょう ひつよう ぎじゅつ ちしき おし せんしゅうがっこう かくしゅがっこう しょうがいしゃ
をおもな対象として、職業に必要な技術や知識を教える専修学校や各種学校があります。障害者の
ため特別支援教育を行う学校もあります。